

平成26年9月4日

参 考 資 料

県立学校に通う高校生の入院時の学習支援について

病気やけがで長期入院している高校生も学ぶ機会が確保されるよう、院内高校を作って欲しいという県内の高校生からの提案を受け、県教育委員会では、高校生が病気等で入院した場合、本人・保護者の申出に基づき、病院等へ在籍校の教員を派遣する仕組みについて準備を進めてきました。

このたび、入院時に学習支援を受けることができる生徒の要件や学習支援の内容、具体的な手続きを定め9月から実施することとしました。

入院時学習支援の概要（別紙参照）

1 学習支援を受けることができる生徒の要件

- (1) 病気・けがにより20日以上入院が見込まれること。
- (2) 病院等における学習支援を希望していること。
- (3) 保護者が病院等における学習支援を了解していること。
- (4) 主治医が病院等における学習支援を承認していること。
- (5) 校長が病院等における学習支援の必要性を認めること。

2 学習支援の内容

1日につき2時間、週6時間を上限として在籍校の教員又は非常勤講師を当該生徒の入院している病院等に派遣する。

3 その他

単位認定や進級等については、入院前、入院中、退院後を見て、校長が総合的に判断する。

問い合わせ先

神奈川県教育委員会

教育局指導部高校教育企画課

課長 福田

電話（045）210 - 8240（直通）

副課長 吉岡

電話（045）210 - 8242（直通）

県立学校に通う高校生の入院時の学習支援

県立学校に通う高校生



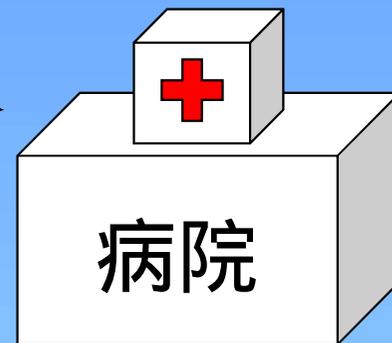
本人・
保護者
の願出

学習支援
の承認

入院

要件

- ・ 20日以上入院
- ・ 本人の学習支援の希望
- ・ 保護者の了解
- ・ 主治医の承認
- ・ 校長の承認

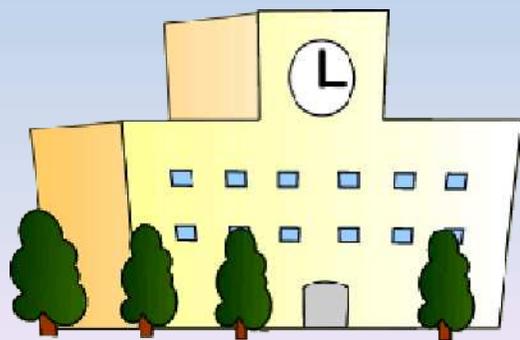


病院

教員又は
非常勤講師
を派遣



登校



校長が本人等の
願出を受けて支援の
必要性を判断

学習支援計画を作成

県教委と調整

1日2時間、週6時間を上限

学習支援の成果等を加味し、
単位認定や進級等については、
校長が総合的に判断